守口市商店会等防犯対応設備に関する補助金交付要綱

　守口市商店会等防犯対応設備の設置に関する補助金交付要綱（平成17年４月１日制定）の全部を改正する。

　（趣旨）

第１条　この要綱は、安全・安心なまちづくり及び地域商業の振興に資するため、防犯対応設備の設置及び商店街街路灯のＬＥＤ化に要した費用並びに防犯街路灯の電気料金を支払った中小商業者によって地域的に組織された商店会等に対して、守口市商店会等防犯対応設備に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　防犯対応設備　防犯カメラ及びその付帯設備並びに商店街街路灯（アーケードに付帯する照明設備を除く。）をいう。

(２)　商店街街路灯　商店街が、道路管理者等から占用許可を受けて、その区域内に設置した街路灯及びアーケードに付帯する照明設備をいう。

(３)　防犯街路灯　商店街街路灯のうち、常夜灯として防犯の用に供するもので、商店街街路灯のうち、３／５相当部分をいう。（商店街街路灯がアーケードに付帯する照明設備である場合は、１／３相当部分をいう。）

　(４)　商店街街路灯のＬＥＤ化　商店街街路灯の光源を水銀灯、蛍光灯等から発光ダイオード（ＬＥＤ）照明へ交換することをいう。

　（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

　(１)　防犯対応設備の設置及び商店街街路灯のＬＥＤ化に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、その額は、500,000円以上とする。

(２)　防犯街路灯の電気料金

　（補助対象団体）

第４条　前条第１号の補助の対象となる団体は、次の各号に掲げるものとする。

(１)　商店街振興組合及び任意の商店会並びにこれらの連合会

(２)　小売市場

(３)　その他市長が適当と認める団体

２　前条第２号の補助の対象となる団体は、商店街振興組合及び任意の商店会とする。

　（補助金の額）

第５条　防犯対応設備の設置及び商店街街路灯のＬＥＤ化に係る補助金の額は、第３条第１号の経費の20パーセントの額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、600,000円を限度とする。ただし、この要綱の規定による補助金以外の防犯対応設備の設置及び商店街街路灯のＬＥＤ化に係る補助金又は助成金が交付される場合は、その額を第３条第１号の経費から控除して算出するものとする。

２　防犯街路灯の電気料金に係る補助金の額は、第３条第２号の経費の50パーセントの額（当該額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、この要綱の規定による補助金以外の防犯街路灯の電気料金に係る補助金又は助成金が交付される場合は、その額を第３条第２号の経費から控除して算出するものとする。

　（届出）

第６条　防犯対応設備の設置又は商店街街路灯のＬＥＤ化をしようとする団体が、補助金の交付を受けようとするときは、当該事業実施前に事業計画書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　商店街振興組合にあっては定款及び予算書、その他の団体にあっては会則及び予算書又はこれに準ずる書類

(２)　役員及び会員名簿の写し

(３)　当該設備に係る総会議事録の写し（賛同を得たものに限る。）

(４)　当該設備に係る契約書若しくは見積書又はこれらに準ずる書類の写し

(５)　付近見取図及び配置図

(６)　防犯機能説明書（防犯対応設備を設置しようとする場合に限る。）

(７)　ＬＥＤ機能説明書（商店街街路灯のＬＥＤ化をしようとする場合に限る。）

２　防犯街路灯電気料金の補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付年度の４月末日までに、区域内の商店街街路灯について常夜灯として防犯の用に供する旨を届け出なければならない。ただし、届出の内容が前年度と同様である場合はこの限りではない。

　（交付申請）

第７条　防犯対応設備の設置又は商店街街路灯のＬＥＤ化に係る補助金の交付を受けようとする団体は、工事完了年度の翌年度中に、防犯対応設備等補助金交付申請書に、領収書の写し、経費明細の分かる書類及び市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

２　防犯街路灯電気料金の補助金の交付を受けようとする団体は、１月から同年12月分までの電気料金について、翌年２月20日までに、防犯街路灯電気料金補助金交付申請書に電気料金領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

　（交付決定）

第８条　市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、防犯対応設備等補助金交付決定通知書、又は防犯街路灯電気料金補助金交付決定通知書により補助金の交付を受けようとする団体に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第９条　補助金の交付を受けようとする団体は、前条による通知を受けたときは、１月以内に防犯対応設備等補助金交付請求書、又は防犯街路灯電気料金補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

　（交付）

第１０条　市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（取消し及び返還）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(１)　不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金を交付目的以外に使用したとき。

(３)　その他この要綱に違反したとき。

　（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、商工主管部長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成22年３月31日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月29日から施行する。

　（経過措置）

２　平成25年度の防犯街路灯電気料金補助金についての改正後の守口市商店会等防犯対応設備の設置に関する補助金交付要綱第７条第２項の規定の適用については、同項中「３月分」とあるのは、「４月分」とする。

　　　附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。ただし、附則第２項を削る改正規定は、平成28年３月31日から施行する。

（経過措置）

２　平成28年度分の防犯街路灯電気料金補助金についての改正後の守口市商店会等防犯対応設備に関する補助金交付要綱第７条第２項の規定の適用については、同項中「１月分」とあるのは、「３月分」とする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月13日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の守口市商店会等防犯対応設備に関する補助金交付要綱の規定は、令和４年１月分以後の防犯街路灯電気料金に係る補助金について適用し、令和３年12月分以前の防犯街路灯電気料金に係る補助金については、なお従前の例による。